

“コミバスやわた”の 車内に広告を掲示しませんか！

八幡市では、広告料収入による財源の確保のため、有料広告を募集しています。コミュニティバスやわたは、年間延べ約9万人の市民の足としてご利用いただいております。お店や企業の商品等のPRに最適です。

ぜひ、キャンペーンなどにご利用ください。

対象とする広告物

- ・企業や商品のPR、イベント案内など

募集枠

- ・コミュニティバスやわたの車内 2台
(1台につき4枚程度掲示可能)



広告の規格等

- ・B4サイズ（縦型）以内

紙（同等のものを含む）に印刷または描画したもの

掲示料金

1台1枠 1,000円（月額）

【広告の申込み等】

市役所4階、管理・交通課備え付けまたは八幡市ホームページからダウンロードした申込書に必要事項を記入して、掲示したい広告物を添えてお申し込みください。ただし、原則として掲示を希望する月の前月20日までにお申し込みください。

その他、広告枠の空き状況等は事前に電話等でお問い合わせ願います。

問い合わせ先：建設産業部 管理・交通課（075-983-5213）

掲 載 条 件

- 1 施設、物品、印刷物その他の市の資産（以下「資産」という。）に掲示又は掲載（以下「掲載」という。）できる有料広告は、次のいずれかに該当しないものとします。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種である者
 - (2) 賃金業法（昭和58年法律第32号）の適用を受ける業種である者
 - (3) 市の公共性、中立性または品位を損なうおそれのあるもの
 - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
 - (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - (6) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの
- 2 広告を掲載できる場所、規格等については、別途市の定めた基準によるものとします。
- 3 掲載料金については、八幡市有料広告掲載決定通知書に記載された額を、指定された期限内に納入してください。
- 4 掲載枠を超える申込みがあった場合、市の定めた優先順位により掲載を決定します。
- 5 広告の内容に関する責任は、掲載を行う方が負うものとします。
- 6 次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。
 - (1) 市の行政運営上支障があるとき
 - (2) 指定する期日までに掲載ポスターを提出しなかったとき
 - (3) 指定する期日までに広告の掲載料金を納付しなかったとき

留 意 事 項

- ①実際の掲載開始日、掲載終了日は、取扱いの関係上、多少前後する場合があります。
- ②コミュニティバスやわたの車両点検、修理等のため、代替バスによる運行（基本的に2台のうち1台）になる場合があります。
- ③掲載物は掲載期間終了後、原則として返却しません。

※その他不明点などありましたら八幡市役所 管理・交通課までご連絡ください。（TEL：075-983-5213）